

議案第 8 4 号

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例中一部改正の件

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 4 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成18年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第18号までを 1 号ずつ繰り上げ、第19号及び第20号を削り、第21号を第18号とし、第22号から第28号までを 3 号ずつ繰り上げ、第29号中「子育て世帯」を「新築住宅購入世帯」に改め、同号を第26号とし、第30号から第32号までを 3 号ずつ繰り上げ、第29号の次に次の 4 号を加える。

- (30) 家畜ふん尿処理施設等整備促進事業奨励金に関すること。
- (31) 結婚新生活支援事業に関すること。
- (32) 特定空家等除却事業補助金に関すること。
- (33) 芽室町移住促進引越支援助成に関すること。

別表第 2 項に次の 4 号を加える。

- (8) 不育症治療費助成に関すること。
- (9) 一般不妊治療費助成に関すること。
- (10) 特定不妊治療費助成に関すること。
- (11) 産婦健康診査費用助成に関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

行政サービス等特別措置対象事業の廃止及び追加、名称変更により、条例の一部改正をしようとするものであります。

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 （1）～（12） ー略ー</p> <p>（13） 住宅リフォーム奨励事業に関すること。 （14） 企業誘致奨励金に関すること。 （15） 中心市街地住宅借上げ制度に関すること。 （16） 住宅耐震改修等補助金に関すること。 （17） 奨学金貸付に関すること。</p> <p>（18） 飲用井戸水水質検査に関すること。 （19） 敬老祝金の贈呈に関すること。 （20） 就農研修者受入滞在指導助成金に関すること。 （21） 畜産経営安定化対策特別資金利子補給金に関するこ と。 （22） 家畜衛生検査助成金に関すること。 （23） 私立高等学校生徒授業料補助に関すること。 （24） 総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関すること。 （25） 公式ホームページバナー広告掲載に関すること。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 （1）～（12） ー略ー</p> <p><u>（13） 住宅建設促進事業に関すること。</u> （14） 住宅リフォーム奨励事業に関すること。 （15） 企業誘致奨励金に関すること。 （16） 中心市街地住宅借上げ制度に関すること。 （17） 住宅耐震改修等補助金に関すること。 （18） 奨学金貸付に関すること。 <u>（19） 排水設備改造資金貸付に関すること。</u> <u>（20） 生活環境改善設備資金貸付に関すること。</u> （21） 飲用井戸水水質検査に関すること。 （22） 敬老祝金の贈呈に関すること。 （23） 就農研修者受入滞在指導助成金に関すること。 （24） 畜産経営安定化対策特別資金利子補給金に関するこ と。 （25） 家畜衛生検査助成金に関すること。 （26） 私立高等学校生徒授業料補助に関すること。 （27） 総合情報誌「すまいる」有料広告掲載に関すること。 （28） 公式ホームページバナー広告掲載に関すること。</p>

改正案	現 行
<p>(26) <u>新築住宅購入世帯新生活応援奨励に関する</u>こと。</p> <p>(27) <u>中古住宅購入世帯新生活応援奨励に関する</u>こと。</p> <p>(28) <u>芽室町小規模事業者持続化補助金</u></p> <p>(29) <u>芽室町人材確保対策活動助成金</u></p> <p>(30) <u>家畜ふん尿処理施設等整備促進事業奨励金に関する</u>こと。</p> <p>(31) <u>結婚新生活支援事業に関する</u>こと。</p> <p>(32) <u>特定空家等除却事業補助金に関する</u>こと。</p> <p>(33) <u>芽室町移住促進引越支援助成に関する</u>こと。</p> <p>2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 (1)～(7) 一略一</p> <p>(8) <u>不育症治療費助成に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>一般不妊治療費助成に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>特定不妊治療費助成に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>産婦健康診査費用助成に関する</u>こと。</p>	<p>(29) <u>子育て世帯新生活応援奨励に関する</u>こと。</p> <p>(30) <u>中古住宅購入世帯新生活応援奨励に関する</u>こと。</p> <p>(31) <u>芽室町小規模事業者持続化補助金</u></p> <p>(32) <u>芽室町人材確保対策活動助成金</u></p> <p>2 特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目 (1)～(7) 一略一</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	